

オープンカウンター方式実施要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続きを簡略化して見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、支出負担行為担当官沖縄総合事務局総務部長に関する事務のうち、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争又は指名競争に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。

また、「公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）」を準用して、同一号（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同一号（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃借料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(以下略)

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- 一 予決令第70条及び71条の規定を準用して、これに該当しない者
- 二 支出負担行為担当官沖縄総合事務局総務部長が業務の履行実績等を勘案し履行能力に問題がないと認めた者
- 三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者
- 四 原則として、内閣府沖縄総合事務局管内に本店、支店又は営業所を有する者
- 五 「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、「物品管理法」が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、「国有財産法」が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 見積の依頼は、毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分まで、カウンターで仕様書等の提示を行う等によること。

2 見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までに担当者に見積書を提出すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会いを省略する。なお、同価格の見積書が2者以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局総務部随意契約見積心得（平成8年4月1日総務部長制定。以下「心得」という。）第5条第6項参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して見積を行う。

<心得第5条第2項参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積書は無効とする。

一 見積に参加する資格を有しない者のした見積

二 委任状を持参しない代理人のした見積

三 記名押印を欠く見積

四 金額を訂正した見積

五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積

七 見積時刻に遅れてした見積

八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第4条参照>

(結果の閲覧)

第6条 入札調書類の作成は省略する。

2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類を閲覧することができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続きを簡略化して準用するものとする。